

別表第1 (第3条関係)

対象区分	対象となる世帯	園児一人当たりの年間補助金額(限度額) [単位:円]		
		第1子一人当たりの年間補助金額(限度額) [単位:円]	第2子一人当たりの年間補助金額(限度額) [単位:円]	第3子以降一人当たりの年間補助金額(限度額) [単位:円]
		就園奨励費補助金	就園奨励費補助金	就園奨励費補助金
A	申請日現在生活保護法による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者と生計を一にしている者	308,000	308,000	308,000
B	ひとり親世帯等で当該年度に市(区)町村税が課税されていない世帯 又はひとり親家庭等で当該年度の世帯の市民税所得割額が0の世帯			
C	ひとり親世帯等で当該年度の世帯の市民税所得割額が基準額の範囲内(別表第4参照)の世帯 (当該年度の16歳未満の扶養親族の数及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数により、基準となる市民税所得割額が変わる。)	272,000		

[備考] この表において、第1子、第2子及び第3子以降とは以下のものをいう。

第1子 申請日において、同一世帯の子のうち最年長者である園児

第2子 申請日において、同一世帯の子のうち2人目の園児

第3子以降 申請日において、同一世帯の子のうち3人目以降の園児

別表第2（第3条関係）

対象区分	対象となる世帯	園児一人当たりの年間補助金額(限度額) [単位:円]		
		第1子一人当たりの年間補助金額(限度額) [単位:円]	第2子一人当たりの年間補助金額(限度額) [単位:円]	第3子以降一人当たりの年間補助金額(限度額) [単位:円]
		就園奨励費補助金	就園奨励費補助金	就園奨励費補助金
A	申請日現在生活保護法による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者と生計を一にしている者	308,000	308,000	
B	当該年度に市(区)町村税が課税されていない世帯 又は当該年度の世帯の市民税所得割額が0の世帯	272,000	308,000	308,000
C	当該年度の世帯の市民税所得割額が基準額の範囲内（別表第5参照）の世帯（当該年度の16歳未満の扶養親族の数及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数により、基準となる市民税所得割額が変わる。）	139,200	223,000	

[備考] この表において、第1子、第2子及び第3子とは以下のものをいう。

第1子 申請日において、同一世帯の子のうち最年長者である園児

第2子 申請日において、同一世帯の子のうち2人目の園児

第3子以降 申請日において、同一世帯の子のうち3人目以降の園児

別表第3 (第3条関係)

対象区分	対象となる世帯	年齢	同一世帯に小学校1・2・3年生相当の者がいない場合の園児一人当たりの年間補助金額 [単位:円]								
			第1子一人当たりの年間補助金額(限度額) [単位:円]		第2子一人当たりの年間補助金額(限度額) [単位:円]		第3子以降一人当たりの年間補助金額(限度額) [単位:円]				
			就園奨励費補助金	教材費補助金	就園奨励費補助金	教材費補助金	就園奨励費補助金	教材費補助金			
D	当該年度の世帯の市民税所得割額が基準額の範囲内(別表第5参照)の世帯(当該年度の16歳未満の扶養親族の数及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数により、基準となる市民税所得割額が変わる。)	満3歳児及び3歳児	62,200	/	185,000	/	0	308,000	/		
		4歳児					3,000				
		5歳児					5,000				
E		満3歳児及び3歳児	62,200	/	185,000	/	/			/	
		4歳児									/
		5歳児									
F		満3歳児及び3歳児	/	25,000	154,000	/	/				
		4歳児		29,000							
		5歳児		32,000							

[備考1] この表において、第1子、第2子及び第3子以降とは以下のものをいう。ただし、小学校4年生以上の子の数は考慮しない。

第1子 申請日において、同一世帯の子のうち、最年長者である園児

第2子 申請日において、同一世帯の子のうち、幼稚園、保育所その他これらに準じる施設に就園又は通所している子のうち2人目の園児

第3子以降 申請日において、同一世帯の子のうち、幼稚園、保育所その他これらに準じる施設に就園又は通所している子のうち3人目以降の園児

[備考2] 幼稚園、保育所その他これらに準じる施設に就園又は通所していない子は、この表の適用において考慮しない。

別表第4（第3条関係）

対象区分	対象となる世帯	年齢	同一世帯に小学校1・2・3年生相当の者がいる場合の園児一人当たりの年間補助金額[単位:円]	
			第2子一人当たりの年間補助金額(限度額) [単位:円]	第3子以降一人当たりの年間補助金額(限度額) [単位:円]
			就園奨励費補助金	就園奨励費補助金
D	当該年度の世帯の市民税所得割額が基準額の範囲内（別表第5参照）の世帯（当該年度の16歳未満の扶養親族の数及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数により、基準となる市民税所得割額が変わる。）	満3歳児及び3歳児	185,000	308,000
		4歳児		
		5歳児		
E		満3歳児及び3歳児	185,000	
		4歳児		
		5歳児		
F		満3歳児及び3歳児	154,000	
		4歳児		
		5歳児		

[備考1] この表において、第2子及び第3子以降とは以下のものをいう。ただし、小学校4年生以上の子の数は考慮しない。

第2子 申請日において、同一世帯に小学校1・2・3年生相当の者が一人いる場合の同一世帯の子のうち、幼稚園、保育所その他これらに準じる施設に就園又は通所している子のうち最年長の園児

第3子以降 同一世帯に小学校1・2・3年生相当の者が一人いる場合は、幼稚園、保育所その他これらに準じる施設に就園又は通所している子のうち2人目以降の園児。小学校1・2・3年生相当の者が二人以上いる場合は、すべての園児

[備考2] 幼稚園、保育所その他これらに準じる施設に就園又は通所していない子は、この表の適用において考慮しない。

別表第5 (第3条関係)

対象区分	対象となる世帯
A	申請日現在生活保護法による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者と生計を一にしている者
B	当該年度に市(区)町村税が課税されていない世帯 又は当該年度の世帯の市民税所得割額が0の世帯

対象区分	対象となる方			市民税所得割課税額	
	19歳未満の扶養親族の人数(合計)				
	内 訳				
16歳未満	16歳以上19歳未満				
C	1人	1人	0人	1~55,800円	
	2人	1人	1人	1~66,900円	
		2人	0人	1~77,100円	
	3人	1人	2人	1~78,000円	
		2人	1人	1~88,200円	
		3人	0人	1~98,400円	
	4人	1人	3人	1~89,100円	
		2人	2人	1~99,300円	
		3人	1人	1~109,500円	
		4人	0人	1~119,700円	
	6人以上の場合は、16歳未満の扶養親族数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族数に11,100円を乗じて得た額を34,500円に加えた額を所得割課税額の上限とする。				
	D	1人	1人	0人	55,801~160,800円
		2人	1人	1人	66,901~168,000円
			2人	0人	77,101~180,600円
		3人	1人	2人	78,001~175,200円
			2人	1人	88,201~187,800円
3人			0人	98,401~200,400円	
4人		1人	3人	89,101~182,400円	
		2人	2人	99,301~195,000円	
	3人	1人	109,501~207,600円		
	4人	0人	119,701~220,200円		
6人以上の場合は、16歳未満の扶養親族数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族数に7,200円を乗じて得た額を141,000円に加えた額を所得割課税額の上限とする。					

対象区分	対象となる方			市民税所得割課税額	
	19歳未満の扶養親族の人数(合計)				
	内 訳				
16歳未満	16歳以上19歳未満				
E	1人	1人	0人	160,801~191,400円	
	2人	1人	1人	168,001~198,600円	
		2人	0人	180,601~211,200円	
	3人	1人	2人	175,201~205,800円	
		2人	1人	187,801~218,400円	
		3人	0人	200,401~231,000円	
	4人	1人	3人	182,401~213,000円	
		2人	2人	195,001~225,600円	
		3人	1人	207,601~238,200円	
		4人	0人	220,201~250,800円	
	6人以上の場合は、16歳未満の扶養親族数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族数に7,200円を乗じて得た額を171,600円に加えた額を所得割課税額の上限とする。				
	F	1人	1人	0人	191,401円~
		2人	1人	1人	198,601円~
			2人	0人	211,201円~
		3人	1人	2人	205,801円~
			2人	1人	218,401円~
3人			0人	231,001円~	
4人		1人	3人	213,001円~	
		2人	2人	225,601円~	
	3人	1人	238,201円~		
	4人	0人	250,801円~		
6人以上の場合は、16歳未満の扶養親族数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族数に7,200円を乗じて得た額を171,601円に加えた額を所得割課税額の下限とする。					

【備考1】 扶養親族とは、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。

【備考2】 扶養親族には園児本人を含み、年齢は、当該年度の前年度の12月31日における年齢とする。